

委員会提出議案第 1 号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 寺 田 弘 子

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例  
相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

別表総務委員会の項中「、市民局、区役所」を削り、同表文教委員会の項を次のように改める。

市民文教委員会	市民局、区役所及び教育委員会の所管に属する事務 に関すること。
---------	------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 5 月 1 9 日以後初めて会議が開かれる日から施行する。  
ただし、第 2 0 条の改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成 2 8 年相模原市条例第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に各常任委員会に付託されている事件は、改正後の相模原市議会委員会条例の規定により各常任委員会のうち当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

提案の理由

常任委員会の名称及び所管事項の変更並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)の改正に伴う出席説明の要求に係る規定の

改正をいたしたく提案するものである。